

# あしぎんファクシミリサービス利用規定

## 1. あしぎんファクシミリサービス

あしぎんファクシミリサービス（以下「本サービス」といいます。）とは、契約者ご本人（以下「契約者」といいます。）が占有・管理するファクシミリ機器（以下「端末」といいます。）を通じて、本「あしぎんファクシミリサービス利用規定」（以下「本規定」といいます。）所定の取引を行うサービスをいいます。

## 2. 利用環境

本サービスに使用する端末、回線等は、当行所定の仕様を完備したもので、契約者の負担および責任において契約者が準備し、本サービスの利用に適した状態および環境に設定し維持するものとします。

## 3. 利用時間

本サービスの利用時間は当行所定の範囲内とし、取引により異なります。なお、当行の責めによらない回線工事等が発生した場合は、利用時間中であっても契約者に連絡することなく利用を一時停止または中止することがあります。

## 4. 取引内容

契約者が「あしぎんファクシミリサービス利用申込書」（以下「申込書」といいます。）により届出した契約者本人名義の普通預金口座、当座預金口座について当行所定の方法・範囲に従い、預金口座の振込入金明細、出入金明細、預金残高等（以下「口座情報」といいます。）の通知・照会回答を行うものとします。

## 5. 本人確認

- (1) 振込入金明細、出入金明細等の通知については、当行は自動受信または手動受信にかかわらず、契約者が申込書にて届出たファクシミリ番号あてに暗証番号の照合することなしに通知します。
- (2) 振込入金明細、出入金明細、預金残高等の照会については、当行で受信した「支店番号・預金種目・口座番号」および暗証番号が、契約者が申込書にて届出した「支店番号・預金種目・口座番号」および暗証番号と一致した場合、送信者を契約者とみなし照会に対して回答します。
- (3) 当行が前項の方法により本人確認を実施したうえは、「支店番号・預金種目・口座番号」および暗証番号につき不正使用、その他の事故があっても当行は当該取引を有効なものとして取扱います。

## 6. 口座情報の基準日時

- (1) 本サービスによる口座情報は、当行所定の時刻における内容であり、契約者が口座情報の通知の受け取り、もしくは照会を行った時点での内容と異なる場合があります。なお、これに起因して生じた損害について当行は責任を負いません。
- (2) 当行は振込入金明細について、振込依頼人からの訂正依頼、その他取引内容に変更があった場合は、既に提供した情報について訂正または取消を行うことがあります。この場合最終的な取引内容については、契約者自身が本サービスまたは通帳・照合表等により確認するものとします。
- (3) ご照会いただける内容は、当行所定の日以降からとなります。
- (4) 本サービスによる取引内容について疑義が生じた場合には、本サービスについての電磁的記録等の記録内容を正当なものとして取扱います。

## 7. 手数料

- (1) 本サービスの利用にあたっては、基本手数料およびこれに伴う消費税等、また、通知明細件数に応じた通知手数料およびこ

れに伴う消費税等をお支払いいただきます。基本手数料、通知手数料は、当行所定のものとします。

- (2) 引落しにあたっては、当行の普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）または当座勘定規定にかかわらず預金通帳、払戻請求書、キャッシュカード等の提出または小切手の呈示なしに申込書にて届出した手数料引落口座から、毎月当行所定の日に口座振替により引落します。なお、当行所定の日に引落不能の場合、以降当行が請求した日に引落します。
- (3) 当行は本サービスにかかる領収証は発行しません。
- (4) 当行は基本手数料、通知手数料を契約者に事前に通知することなく変更する場合があります。また、今後提供するサービスの変更などに伴い本サービスにかかる諸手数料を新設あるいは改定する場合についても、前記7. 柚と同様の方法により引落します。

## 8. 届出事項の変更等

預金口座についての印鑑、氏名、住所、電話番号、ファクシミリ番号等、本サービス申込口座、手数料引落口座の届出事項に変更がある場合には、各種預金規定およびその他の取引規定に従い、ただちに当行所定の方法により届出てください。

## 9. 免責事項

- (1) 以下の各号の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能、不正使用等があっても、これにより生じた損害について当行は責任を負いません。
  - ① 災害・事変、法令による制限、政府または裁判所等公的機関の措置等のやむを得ない事由があったとき。
  - ② 電話回線等の通信回線において、当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより、契約者の「支店番号・預金種目・口座番号」、暗証番号や取引情報等が漏洩したとき。
  - ③ 当行および金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じていたにもかかわらず、端末、通信回線またはコンピュータ等に障害が生じたとき。
  - ④ 郵送上の事故により、第三者が契約者の情報を知り得たとき。
  - ⑤ 当行所定の操作方法以外の操作によって障害が生じたとき。
  - ⑥ 当行以外の金融機関の責めに帰すべき事由があったとき。
  - ⑦ 当行の責めに帰すべき事由がなかったとき。
- (2) 本サービス申込の際に契約者が申込書に捺印した申込口座または手数料引落口座の印影を、当行届出の当該預金口座の印影と相当の注意をもって照合し、相違ないと認めて取扱ったうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があっても、そのために生じた損害について当行は責任を負いません。
- (3) 当行の責めによらない電子機器、通信機器、通信回線等の障害ならびに電話の不通等により、取扱いが遅延や不能になった場合、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。
- (4) 契約者は本サービスの利用に際して、電話回線等の通信経路の特性および本サービスで当行の講じる安全対策等について了承しているものとみなします。
- (5) 本サービスに使用する端末および通信媒体等（以下「取引機器」といいます。）が正常に稼働する環境については、契約者の責任において確保するものとします。当行は、本契約により取引機器が正常に稼働することについて保証するものではありません。万一、取引機器が正常に稼働しなかったことにより取引が成立しない、または成立したことにより、契約者に損害が生じた場合、当行は責任を負いません。
- (6) 本サービスの提供にあたり、当行が当行の所定の方法で本人確認手続きを行ったうえで取引を行った場合、取引機器ならび

に「支店番号・預金種目・口座番号」および暗証番号につき偽造、変造、盗用または不正使用その他の事故があっても、それにより生じた損害について当行は責任を負いません。

## 10. 解 約

- (1) 本サービスの契約は、当事者的一方の都合でいつでも解約できるものとします。
- (2) 契約者による解約の場合は、申込書に必要事項を記載して届出るものとします。
- (3) 当行の都合により本サービスを解約する場合は、届出住所等に解約の通知を行います。当行が解約の通知を届出住所あてに発信したにもかかわらず、その通知が未着・延着または不到着(受領拒否の場合も含みます。)の場合は、通常到着すべき時に到着したものとみなします。
- (4) 契約者に以下の各号の事由が一つでも生じた場合は、当行は何時でも契約者に通知することなく、本サービスの契約を解約できるものとします。
  - ① 支払停止または破産、会社更生手続開始、会社整理開始、特別清算開始もしくは民事再生手続開始その他適用ある倒産手続開始の申立があったとき。
  - ② 電話回線等の通信回線において当行に有効な取引依頼のデータが到達する前の段階でトラブルが生じたときや同回線上で盗聴等がなされたことにより契約者の「支店番号・預金種目・口座番号」、暗証番号や取引情報が漏洩したとき。
  - ③ 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
  - ④ 住所変更の届出を怠るなど契約者の責に帰すべき事由によって、当行において契約者の所在が不明となったとき。
  - ⑤ 当行に支払うべき手数料を支払わなかったとき。
  - ⑥ 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。
  - ⑦ 相続の開始があったとき。
  - ⑧ その他、本サービスの利用に際して適さない行為におよんだとき。
- (5) 前項までのほか、次の各号の一つでも該当し、本サービスの利用を継続することが不適切である場合には、当行はいつでも契約者に通知することなく本契約を解約できるものとします。
  - ① 契約者が、次のいずれかに該当したことが判明したとき。
    - A. 暴力団
    - B. 暴力団員
    - C. 暴力団準構成員
    - D. 暴力団関係企業
    - E. 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
    - F. その他、前記A.～E.に準ずる者
  - ② 契約者が自らまたは第三者を利用して次のいずれかに該当する行為をしたとき。
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いたり威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他、前記A.～D.に準ずる行為

## 11. 反社会的勢力との取引拒絶

本サービスは前記10.(5)のいずれにも該当しない場合に利用することができ、前記10.(5)の一つでも該当する場合には、当行は本サービスの利用をお断りするものとします。

## 12. 機密の保持

契約者は本サービスに伴って知り得た当行および第三者の秘密情報を秘密に保ち、第三者に漏洩しないものとします。

## 13. 規定の準用

この規定に定めのない事項については、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます。）、通知預金規定、当座勘定規定、当座勘定貸越約定書、その他預金関連諸規定を適用または準用するものとします。

## 14. 本サービス内容または本規定の変更

- (1) 本サービス内容及び本規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ホームページへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

## 15. 本サービスの廃止

当行は、郵送通知等、当行所定の方法により3ヶ月前までに予告することにより本サービスを廃止することができることします。

## 16. 契約者情報の取扱

- (1) 当行は、次の契約者情報等を厳正に管理し、契約者の情報保護のために十分注意を払うとともに、本規定に定めた場合以外には利用しません。
  - ① 契約者が本サービスへの利用申込時に届け出た情報および契約者より登録された登録利用者に関する情報。
  - ② 本サービスの利用履歴およびその他本サービスの利用に伴う情報。
- (2) 契約者は、契約者情報を、当行が次の目的のために業務上必要な範囲で使用することをあらかじめ承諾するものとします。
  - ① 新商品、新サービスの企画・開発。
  - ② ダイレクトメール、電子メールなどの発送・送信。
  - ③ その他本サービスの内容を向上させるために必要な行為。
- (3) 当行は、次の場合を除き、契約者情報を第三者に開示しないものとします。
  - ① あらかじめ契約者の同意が得られたとき。
  - ② 法令に基づき開示が求められたとき。

## 17. 有効期間

本サービスの有効期間はお申込日から1年間とし、契約期間満了までに契約者または当行から解約の申し出を行わないときは、期間満了日の翌日から1年間なおその効力を有するものとし、以後も同様とします。

## 18. 準拠法・合意管轄

本規定の契約準拠法は日本法とします。本規定に関する訴訟については、当行本店所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以上